

1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(令和元年11月30日現在)

(単位:件)

年度	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	合計	年度			
	措置命令 (※1)	52	12	20	28	37	45	30	13	27	50	46	24	384	措置命令 (※1)		
国	課徴金 納付命令 (※2)									1	19 (※3)	20	8	48	課徴金 納付命令 (※2)		
都道府県(※4)	21	26	36	22	29	64	3	3	1	8	9	8	指示 201	措置命令 29	都道府県(※4)		
北海道			1	2	3	1	36				1			43	1	北海道	
青森														0	0	青森	
岩手														0	0	岩手	
宮城														0	0	宮城	
秋田														0	0	秋田	
山形														0	0	山形	
福島	1													1	0	福島	
茨城	1		1	1	2									5	0	茨城	
栃木	3	1	6	1	2			1			1			13	1	栃木	
群馬														1	0	群馬	
埼玉				4	9	11	1	1						2	25	3	埼玉
千葉		1	1			1								3	0	千葉	
東京		12	12	3	6	3	2				1	2		1	38	4	東京
神奈川	1			2	1									4	0	神奈川	
新潟			3			1								4	0	新潟	
富山														0	0	富山	
石川														0	0	石川	
福井														0	0	福井	
山梨														0	0	山梨	
長野														0	1	長野	
岐阜	2	1	1			1			1					5	1	岐阜	
静岡	3	1	1	1	3	2			1	2	1			11	4	静岡	
愛知				1		2								3	0	愛知	
三重														0	0	三重	
滋賀	1													1	0	滋賀	
京都	1	1		1	1									4	0	京都	
大阪	2		1											6	3	大阪	
兵庫	2	2								1				4	1	兵庫	
奈良						2								2	0	奈良	
和歌山			2		2	1								5	0	和歌山	
鳥取														0	0	鳥取	
島根			2											2	0	島根	
岡山														1	0	岡山	
広島									1					0	1	広島	
山口	1					3								4	0	山口	
徳島		1	1			1								3	0	徳島	
香川														0	0	香川	
愛媛	1			1										2	0	愛媛	
高知		2												2	0	高知	
福岡	1			1		1								3	1	福岡	
佐賀	1			1										2	0	佐賀	
長崎														0	0	長崎	
熊本	1	2												3	0	熊本	
大分					3									3	0	大分	
宮崎				1										1	0	宮崎	
鹿児島														1	0	鹿児島	
沖縄			1											1	0	沖縄	

※1 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。

※2 課徴金納付命令は、平成28年4月1日施行の改正景品表示法により導入。

※3 平成29年度の課徴金納付命令1件については、行政不服審査法に基づく審査請求を受け、平成30年12月21日に取り消された。

※4 平成26年11月末日までは指示件数。平成26年12月1日以降は措置命令件数(平成26年度の措置命令件数は0件。)。

2. 景品表示法に基づく法的措置事件の概要（平成30年12月1日～令和元年11月30日）

※ 国又は都道府県において法的措置を採った事件の公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、国又は公表を行った都道府県のホームページを御覧ください（事件概要に記載のURLをクリックしてください。）。

措置日	処分行政庁	事業者名	事件概要
R1.11.29 【措置命令】	消費者庁	株式会社 シンビジャパン	<p>株式会社シンビジャパンは、「ロロチェンジ」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月4日から令和元年5月17日までの間、「韓国女子会セレクトショップ」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、「<u>密着シートがお腹まわりをシェイプ！</u>」と記載し、本件商品を腹部に貼り付けた細身の人物の写真と共に、「<u>貼るだけカンタン！薄いから目立たない 就寝時や、服の下に着用ながらダイエット</u>」等と表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に貼付するだけで、当該部位に短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191129_1.pdf</p>
R1.11.29 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ユニッシュ	<p>株式会社ユニッシュは、「カーブシート」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月3日から令和元年9月19日までの間、「カーブシート」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、「夢のダイエットシートは運動・食事制限なし！貼るだけで痩せるってどういうこと？」及び「ついに『夢』のようなダイエットアイテムが開発されました！！辛いことは何もせずに、ただ気になる部位に一定時間貼って寝るだけ。たったそれだけで痩身効果を得られる夢のダイエットシート、その名も『カーブシート』」等と表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に貼付するだけで、当該部位に短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提</p>

			<p>出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191129_1.pdf</p>
R1.11.29 【措置命令】	消費者庁	株式会社 t a t t a v a	<p>株式会社 t a t t a v a は、「スリムデトパッチ」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月3日から令和元年5月20日までの間、「スリムデトパッチ」と称する自社ウェブサイトにおいて</p> <p>① 例えば、本件商品及び本件商品を腹部に貼り付けた細身の人物の写真と共に、「この一枚があなたの身体を変える！！ただ特殊D I E T パッチをへそに貼るだけでくびれが出現！！」等と表示することにより、あたかも、本件商品をへそに貼付するだけで、短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>② 「5袋+1袋プレゼント（72日分）通常価格99,000円→特別価格19,800円」、「3個セット（36日分）通常価格59,400円→特別価格11,880円」及び「単品購入（12日分）通常価格19,800円→特別価格3,960円」と表示することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、「通常価格」と称する価額は、同社が任意に設定したものであって、同社において販売された実績のないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191129_1.pdf</p>
R1.11.29 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 イッティ	<p>株式会社イッティは、「パンプマッスルビルダートシャツ」と称するシャツ（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年5月16日から同年8月6日までの間、「一番星公式ショップ」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、「朗報です！！ 着るだけでマッチョが目指せる※加圧効果により 話題の加圧シャツ！ ヒロミプロデュース パンプマッスルビルダートシャツ」と記載するとともに、人物の上半身の画像を掲載することにより、あ</p>

			<p>たかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：316万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191129_01.pdf</p>
R1.11.19 【措置命令】	埼玉県	株式会社M J G	<p>株式会社M J Gは、自ら運営する接骨院及び同社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営する接骨院を通じて役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成30年11月1日から令和元年10月24日までの間、自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>① 「全国の患者様から選ばれて№1お客様『評価』★★★★★」、「第1位痛みが辛い患者様が選ぶ全国の接骨院技術部門」、「第1位むち打ち治療に強い接骨院全国の医師が選ぶむち打ち治療」等と表示することにより、あたかも、本件役務について、顧客や医師からの評価が非常に高いものであるかのように示す表示をしていたが、実際には、整骨院10者に関するイメージ調査の結果であって、統計的に客観性が十分に確保されているとはいえない調査であった。</p> <p>② 本件役務のうち「やせプログラム」と称する役務を一般消費者に提供するに当たり、「※高周波EMSの『楽トレ』で筋肉量を減らすことなく脂肪燃焼と筋肉自体の引き締めが行われた結果、体重の変化は少ないにもかかわらずバランスの良いサイズダウンと体脂肪量の減少という、健康的なシェイプアップに成功しました。」等と表示することにより、あたかも、「やせプログラム」を受けるだけで食事指導等も必要とせず容易に体脂肪の減少と身体の全体的な引締め効果が得られるかのように表示をしていた。</p> <p>埼玉県知事は、同社に対し、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p> <p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/1118-13.html</p>
R1.11.1	消費者庁	イマジン・グロー	イマジン・グローバル・ケア株式会社は、「プロリコ」と称する食品（以下「本件商品」という。）

【措置命令】		バル・ケア 株式会社	<p>を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年11月2日から平成31年1月28日までの間、自社ウェブサイトを通じて「ブロリコ」と称する成分に係る資料を請求した一般消費者に対して、冊子及びチラシを送付するとともに、本件商品の注文はがき付きチラシ及び本件商品の無料サンプルを送付していたところ</p> <p>① 自社ウェブサイトにおいて、例えば、トップページにおいて、「免疫力を高める方法についての情報 ブロリコ研究所」、「免疫低下で病気を招く」及び「免疫を高めるブロリコ」、「もっと知りたい！ 今話題のブロリコと自然免疫活性成分って？」並びに「免疫力を高めるブロリコ」と表示することにより、</p> <p>② 冊子及びチラシにおいて、例えば、冊子において、「免疫力を高めるブロリコとの出会い」、「免疫が下がるとあらゆる疾病リスクが高まる」等と表示することにより、</p> <p>あたかも、本件商品を摂取するだけで、免疫力が高まり、疾病の治療又は予防の効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191101_01.pdf</p>
R1.10.16 【措置命令】	消費者庁	株式会社 プラスワン	<p>株式会社プラスワンは自社が運営する「からあげ専門店こがね」と称する店舗において供給する鶏の「もも」と称する部位（以下「鶏もも肉」という。）を使用した唐揚げ及び当該唐揚げを含む商品の各商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、塚本店の看板において、平成28年2月1日以降、「からあげ専門店 こがね」及び「国産若鶏使用 絶品あげたて」と表示するなど、あたかも、本件商品には、国産の鶏もも肉を使用しているかのように示す表示をしている又は表示をしていたが、実際には全て、ほとんど全て又は3割程度、外国産の鶏もも肉を使用していた。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191016_1.pdf</p>
R1.10.9 【措置命令】	消費者庁	株式会社ファクトリージャパン グループ	株式会社ファクトリージャパングループは、自社が運営する店舗（以下「直営店舗」という。）において又は自社とフランチャイズ契約を締結する事業者が経営する店舗（以下「フランチャイズ店舗」という。）を通じて「全身整体コース（60分）」等と称する役務、「シェイプ整体トライア

			<p>「ルコース」等と称する役務、「快眠整体コース」等と称する役務、「腸×骨盤デトックスシェイプコース」等と称する役務及び「腸×骨盤シェイプ 60分」等と称する役務の各役務（以下「本件5役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成27年8月1日から同月31日までの間、「全身整体コース（60分）」、「ご好評につき！2015.8.31まで半額以下」、「初めての方限定価格！」及び「通常価格8,424円（税込）（本体価格7,800円）▶3,980円（税込）」と表示するなど、あたかも、直営店舗又はフランチャイズ店舗を通じて供給する役務を初めて利用する者又は1年以上利用していない者がウェブサイトに表示された期間中又は期限までに本件5役務の提供を受ける場合に限り、通常提供している価格から割引された価格で本件5役務の提供を受けることができるかのように表示していたが、実際には、表示された期間内又は期限までに限らず、より長期間において、割引価格が適用されていた。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_191009_01.pdf</p>
R1.9.20 【措置命令】	消費者庁	株式会社 トラスト	<p>株式会社トラストは、</p> <p>① 「ヴィーナスカーブ」と称する下着（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に販売するに当たり、「Beauty Market」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、例えば、平成30年5月15日から同年8月1日までの間、「毎日履くだけで2週間-10cm!?」、「人間工学に基づいた設計により履くだけでダイエットを実現!」、「自宅で簡単に脚やせ、理想的なクビレを手に入れるならヴィーナスカーブ」等と表示することにより、あたかも、本件商品①を着用するだけで、著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 「ヴィーナスウォーク」と称する下着（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月13日以降、自社ウェブサイトにおいて、「いま業界で話題沸騰中の“加圧式”脂肪燃焼ソックス」、「自宅で履くだけで常時トレーニング状態!?」、「自宅で簡単！毎日履くだけで憧れのモデルのようなスラッと美脚に！」等と表示することにより、あたかも、本件商品②を着用するだけで、著しく脚が細くなる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、①及び②の各表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資</p>

			料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。 https://www.caa.go.jp/notice/entry/016440/
R1.8.28 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 G L A N d	<p>株式会社G L A N dは、「金剛筋シャツ」と称するシャツ（以下「金剛筋シャツ」という。）及び「金剛筋レギンス」と称するレギンス（以下「金剛筋レギンス」という。）の各商品を一般消費者に販売するに当たり、「メンズキング」と称する自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>① 金剛筋シャツについては、平成29年12月27日から平成30年2月23日までの間、例えば、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「まさか、たった3回の腹筋でこんなに追い込まれるなんて・・・！ 超ドS級の加圧力、ぶっちゃけ舐めてました。」等と記載することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていました。</p> <p>② 金剛筋レギンスについては、平成30年5月2日から同年6月5日までの間、例えば、「^は穿くだけ 下半身集中トレーニングで、勝手に基礎代謝量アップ⇒極限まで強化された燃焼力が、無意識下で脂肪を燃やしまくる！」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていました。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：4807万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_0828_1.pdf</p>
R1.8.27 【措置命令】	大阪府	大和ハウス工業 株式会社	大和ハウス工業は、自社が運営する「岩塩温泉りんくうの湯」及び「岩塩温泉和らかの湯」において、施設内に「温泉」と表示するとともに、当該「温泉」の効能を表示することなどにより、あたかも、浴槽の温水について、温泉を使用したものであるかのように示す表示をしていましたが、実際には、温泉法に基づく温泉の利用許可を得ておらず、当該浴槽の温水は、効能を表示できるものではなかった。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=35629>

R1.8.27 【措置命令】	大阪府	株式会社 オンテックス	<p>オンテックスは、自社が運営する「和泉橋本温泉 美笹のゆ」において、施設内に「温泉」と表示するとともに、当該「温泉」の効能を表示することなどにより、あたかも、浴槽の温水について、温泉を使用したものであるかのように示す表示をしていたが、実際には、温泉法に基づく温泉の利用許可を得ておらず、当該浴槽の温水は、効能を表示できるものではなかった。</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=35629</p>
R1.8.20 【措置命令】	埼玉県	株式会社 RAVIPA	<p>株式会社 RAVIPA は、女性向け育毛剤（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年10月1日から令和元年7月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>①ア 「顧客満足度91.3%」等と表示することにより、あたかも本件商品に対する顧客満足度が高いかのように示す表示をしていたが、実際には、商品モニターに対して行った調査であり、客観性が確保されているとはいえない調査であった。</p> <p>イ 「50代」との記載と共に、人物の顔写真を表示することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、実年齢よりも若く見えるかのように示す表示をしていたが、実際には、40代の人物であった。</p> <p>ウ 比較写真を表示することにより、あたかも、本件商品で頭皮の手入れをするだけで、毛髪量が増えるかのように示す表示をしていたが、実際には、本件商品の使用だけでは比較写真のような毛髪量の変化は得られなかった。</p> <p>② 「いつでも好きな時に1ステップで解約できます」等と表示することにより、あたかも本件商品の売買契約を容易に解約できるかのように表示していたが、実際には、解約手段は平日午前10時から午後5時までの電話に限られ、電話がつながりにくく、容易に解約できないものであった。</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/0821-03.html</p>
R1.8.7 【措置命令】	岡山県	株式会社 ホームグリーン	株式会社ホームグリーンは、水産加工品9商品（以下「本件9商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「カットわかめ」と称する商品について、少なくとも平成30年5月17日から同年9月17日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「瀬戸内海産だから、新鮮、安心、キレイ、美味しい。」等と表示するなど、あたかも、本件9商品の水産物の原材料は、瀬戸内海

			産のものであるかのように示す表示をしていたが、実際には、外国産のものであった。 http://www.pref.okayama.jp/page/623449.html
R1.8.7 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ブルースター	<p>株式会社ブルースターは、同社が運営する店舗において供給するクリーニングサービスを一般消費者に提供するに当たり、</p> <p>① 例えば、平成28年4月25日に配布された日刊新聞紙に折り込んだザ・ビッグ浪岡店等におけるセール企画に係るチラシにおいて、「ジャンパー」と称する品目のクリーニングサービスについて、「[通常] 600円〇+[撥水加工] 500円=1,100円~」及び「撥水加工料込み！！550円~」と表示するなど、実際の提供価格に当該価格を上回る価格（以下「比較対照価格」という。）を併記することにより、あたかも、比較対照価格は通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、比較対照価格は、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> <p>② 例えば、平成28年6月6日に配布された日刊新聞紙に折り込んだザ・ビッグ浪岡店等におけるセール企画に係るチラシにおいて、「ダウンジャケット」と称する品目のクリーニングサービスについて、「ダウン オール半額」及び「ダウンジャケット 900円」と表示するなど、あたかも、通常提供している価格から半額又は30パーセント割り引いて提供するかのように表示していた。</p> <p>実際には、半額という割引額又は30パーセントという割引率の算出の基礎となる価格は、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_190807_01.pdf
R1.8.7 【課徴金納付命令】	消費者庁	イオンペット 株式会社	<p>イオンペット株式会社は、</p> <p>① 「トリミングサービス」と称する役務（以下「トリミングサービス」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成28年4月1日から平成30年10月18日までの間（店舗・表示媒体によって期間は異なる。）</p> <p>ア ポスター、チラシ又は自社ウェブサイトにおいて、「当店では全てのトリミングコースに炭酸泉シャワーを使用しております。」と記載することにより</p> <p>イ POPにおいて、「当店のシャワーは炭酸泉を使用しています。」と記載することにより</p>

			<p>あたかも、トリミングサービスで使用しているシャワーには炭酸泉を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、トリミングサービスで使用しているシャワーは、51店舗において、全く又は一定の割合で、炭酸泉を使用していなかった。</p> <p>② 「ホテルサービス」と称する役務（以下「ホテルサービス」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成28年4月1日から平成30年10月25日までの間（店舗によって期間は異なる。）</p> <p>ア ポスター、チラシ及び自社ウェブサイトにおいて、「お散歩朝夕2回」と記載することにより</p> <p>イ ポスターにおいて、「お散歩1日2回」及び「夕方のお散歩」と記載するとともに、犬を外で散歩させる写真を掲載することにより</p> <p>ウ ポスターにおいて、「お散歩朝夕2回」と記載することにより</p> <p>エ 自社ウェブサイトにおいて、「夕方のお散歩」と記載するとともに、犬を外で散歩させる写真を掲載することにより</p> <p>あたかも、ホテルサービスで提供する散歩は、屋外で実施されているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、ホテルサービスで提供する散歩は、107店舗において、全く又は一定の割合で、屋外で実施されていなかった。</p> <p>課徴金額：3280万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/presentation_190807_02.pdf</p>
R1.7.8 【措置命令】	消費者庁	株式会社 サンプラザ	<p>株式会社サンプラザは、同社が運営する29店舗において供給するパンの各商品（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 例えば、平成29年7月1日に大阪府及び奈良県内に配布された日刊新聞紙に折り込んだ富田林店等に係るチラシにおいて、「菓子パン・食パン 全品 メーカー希望小売価格より 3割引」と表示するなど、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、本件商品を当該メーカー希望小売価格から3割引いて販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品についてメーカー希望小売価格は設定されていなかった。</p>

			<p>② 本件商品のうち「神戸屋 スマイルモーニング 4枚切」と称する食パン等の各商品（以下これらを併せて「本件食パン」という。）について、例えば、三国ヶ丘東店において、「神戸屋 スマイルモーニング 4枚切」と称する食パンについて、「パン3割引の日 神戸屋 スマイルモーニング 表示価格は3割引後の価格です 通常価格125円を 4枚切 本体価格88円」と表示するなど、あたかも、「通常価格」と称する価額は、当該店舗において本件食パンについて通常販売している価格であり、本件食パンを当該通常販売している価格から3割割り引いて販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常価格」と称する価額は、当該店舗において本件食パンについて販売された実績のないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190708_0003.pdf</p>
R1.7.8 【措置命令】	消費者庁	株式会社 エムアイカード	<p>株式会社エムアイカードは、「エムアイカードプラスゴールド」と称するクレジットカード（平成30年5月30日付けで同名称に変更する前のクレジットカードを含む。）に係る役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>① 例えば、平成31年4月1日から令和元年6月10日までの間、「三越伊勢丹グループ百貨店でのご利用で初年度8%ポイントが貯まります。」、「百貨店でお得！ 初年度ポイント率8%！」、「百貨店でお得！」、「ポイントが早く貯まる！」、「M I C A R D + G O L Dに新規でご入会いただくと三越伊勢丹グループ百貨店内のお買物で初年度8%ポイントが貯まる！」等と表示するなど、あたかも、新規に本件役務の提供に係る契約を締結し、かつ、三越伊勢丹グループの百貨店において商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、入会初年度においては、当該利用額の8パーセント分のポイントが付与されるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、少なくとも、例えば、3,000円未満の商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、当該利用額の1パーセント分のポイントしか付与されないなど、利用額の8パーセント分のポイントが付与されない場合があった。</p> <p>② 例えば、平成30年4月1日から同年6月30日までの間、「期間：2018年6月30日（土）まで」とび「ご入会特典 ゴールドカードの新規ご入会で 三越伊勢丹グループ百貨店でのご利</p>

			<p>用で初年度 8 % ポイントが貯まります。」と表示することにより、あたかも、平成 30 年 6 月 30 日までに新規に本件役務の提供に係る契約を締結した場合に限り、当該特典の適用を受けることができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成 30 年 4 月 1 日以降、継続して、当該特典の適用を受けることができるものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190708_0001.pdf</p>
R1.7.4 【措置命令】	消費者庁	玉川衛材 株式会社	<p>玉川衛材株式会社は、光触媒を使用したマスク 2 商品（以下、「本件 2 商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成 27 年 9 月以降、容器包装において、「しっかり吸着 光で分解」及び「光触媒チタンアパタイト*採用」等と表示するなど、あたかも、本件 2 商品を装着すれば、太陽光下において、本件 2 商品に含まれる光触媒の効果によって、本件 2 商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌及びウイルスを化学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/entry/015760/</p>
R1.7.4 【措置命令】	消費者庁	大正製薬 株式会社	<p>大正製薬株式会社は、光触媒を使用したマスク 3 商品（以下、「本件 3 商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、それぞれの容器包装において、例えば、「パブロンマスク 365 ふつうサイズ」と称する商品について、平成 28 年 3 月 1 日以降、マスクの表面に、様々な粒子が付着し、マスクに接している粒子が分解されているイメージ図と共に、「ウイルス」、「花粉アレルゲン」、「光触媒で分解！」及び「太陽光、室内光でも」等と表示するなど、あたかも、本件 3 商品を装着すれば、太陽光及び室内光下において、本件 3 商品に含まれる光触媒の効果によって、本件 3 商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌、ウイルス及び悪臭の原因となる物質を化学的に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p>

			<p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/entry/015760/</p>
R1.7.4 【措置命令】	消費者庁	アイリスオーヤマ株式会社	<p>アイリスオーヤマ株式会社は、「光の力で分解するマスク」と称するマスク（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月27日から令和元年6月30日までの間、容器包装において、例えば、「マスク表面に付着した菌やウイルス、花粉などが二酸化炭素と水に変わる」等と表示するなど、あたかも、本件商品を装着すれば、太陽光及び室内光下において、本件商品に含まれる光触媒の効果によって、本件商品表面に付着した花粉、ウイルス、細菌、ハウスダスト及び悪臭の原因となる物質を化学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/entry/015760/</p>
R1.7.4 【措置命令】	消費者庁	D R. C 医薬 株式会社	<p>D R. C 医薬株式会社は、光触媒を使用したマスク18商品（以下、「本件18商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、それぞれの容器包装において、例えば、「花粉を水に変えるマスク +4 くもり止めつきマスク（ふつう）」と称するマスクについて、平成30年1月以降、「+4 花粉対策 分解力 レギュラー」、「花粉※を水に変えるマスク」及び「※花粉の中のタンパク質を分解」、「医師の新しい発想で生まれたハイドロ銀チタンOR (Hyd[AgTiO2]) テクノロジーは、花粉／ハウスダスト／カビ等のタンパク質や、汗※／ニオイ※／不衛生タンパク質を分解して水に変える、D R. C 医薬独自のクリーン技術です。」及び「※汗・ニオイのタンパク質を分解」等と表示するなど、あたかも、本件18商品を装着すれば、本件18商品に含まれるハイドロ銀チタンの効果によって、本件18商品に付着した花粉、ハウスダスト及びカビのそれぞれに由来するアレルギーの原因となる物質並びに悪臭の原因となる物質を化学的に分解して水に変えることにより、これらの物質が体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p>

			<p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/entry/015760/</p>
R1.7.2 【措置命令】	消費者庁	LINEモバイル株式会社	<p>LINEモバイル株式会社は、「エントリーパッケージ」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年11月14日から平成31年1月8日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「エントリーパッケージを事前にご購入いただくことで、お申し込み時に必要な登録事務手数料が不要となります。」と表示することにより、あたかも、本件商品は、同社が提供する全ての移動体通信役務に係る申込時の登録事務手数料が不要となるものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品は、同社が提供する移動体通信役務のうち「LINEフリー PLAN」と称するプランの「データSIM」と称するサービスタイプに係る申込時には使用できず、当該役務に係る申込時の登録事務手数料については不要となるものではなかった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190702_0001.pdf</p>
R1.6.28 【措置命令】	消費者庁	ふるさと和漢堂株式会社	<p>ふるさと和漢堂株式会社は、「ドクター・フトレマックス」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年8月27日から令和元年6月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成29年8月27日から平成30年1月23日までの間、「長年のコンプレックスだったガリガリ体型を約2ヶ月で克服！」、「太る専用プロテイン！」等と表示するなど、あたかも、食物の栄養素を十分に吸収できない者であっても、本件商品を摂取することにより、約2か月で、外見上身体の変化を認識できるまでの体重の増量効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fai</p>

			r_labeling_190628_0001.pdf
R1.6.26 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 はぴねすくらぶ	<p>株式会社はぴねすくらぶは、「酵母と酵素deさらスルー」とカプセル状93粒入りの健康食品（以下「93粒入り」という。）及び「酵母と酵素deさらスルー」と称するカプセル状42粒入りの健康食品の商品（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、93粒入りについて、平成28年4月1日から平成29年8月3日までの間、「酵素※1 酵母 乳酸菌の発酵パワーでダイエット！」、食事の画像と共に、「食べることが大好きなあなたへ！」、「『酵母と酵素deさらスルー』は、生きた酵素と酵母、乳酸菌、さらに白キクラゲ由来のエイドライフリーWJをたっぷり配合した新しいダイエットサプリ。」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の食事制限をすることなく、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：1581万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190626_0002.pdf</p>
R1.6.26 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 アルトルイズム	<p>株式会社アルトルイズムは、「黒フサ習慣 ブラックマックスS」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年4月9日から同年10月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、黒髪の人物の写真と共に、「白髪染めはしたくない！」、「ロマンスグレーはまだ早い！」、「艶のある漆黒に憧れる世代の方に!!」及び「さあ！“黒活”をスタートしましょう！」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取することで、白髪が艶のある黒髪となる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>

			<p>課徴金額：839万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190626_0001.pdf</p>
R1.6.21 【措置命令】	消費者庁	フィリップ・モリス・ジャパン合同会社	<p>フィリップ・モリス・ジャパン合同会社は、</p> <p>① 「iQOSキット（バージョン2.4）」と称する商品（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に供給するに当たり、例えば、平成27年10月1日から同月31日までの間に東京都等に所在するコンビニエンスストアに設置したフライヤーにおいて、「今ならアプリ・Webで会員登録すれば4,600円OFF」、「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」、「会員登録キャンペーン期間：2015/10/31まで」等と表示することなど、あたかも、表示された期間内又は期限までに、本件商品①の購入に伴い会員登録を行った場合又は「nanacoカード」と称する会員制電子マネーを使用して本件商品①を購入した場合に限り、表示された値引きが適用される又は「nanacoポイント」と称するポイント（以下「nanacoポイント」という。）が付与されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成27年9月1日から平成29年9月30日までのほとんど全ての期間において、本件商品①について表示された値引きが適用される又はnanacoポイントが付与されるものであった。</p> <p>② 「IQOSキット（バージョン2.4Plus）」と称する商品（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に供給するに当たり、例えば、平成29年6月6日から同年9月20日までの間に東京都等に所在するコンビニエンスストアに設置したIQOSコーナーにおいて、「お一人様各一台限り」、「専用クーポンの発券で、IQOSキットが3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」、「IQOS2.4Plusキット（ホワイト／ネイビー） メーカー希望小売価格10,980円（税込）▼7,980円（税込）」、「クーポン発券期間：発売開始日～2017/9/20まで」及び「クーポン引き換え期間：2017/9/30まで」と表示するなど、あたかも、表示された期間内又は期限までに、会員登録を行った上で専用クーポンを使用して本件商品②を購入した場合又は本件商品②を購入後に会員登録を行った場合に限り、表示された値引きが適用されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成29年6月6日から平成30年5月31日までの期間において、本件商品②に</p>

			<p>について表示された値引きが適用されるものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190621_0001.pdf</p>
R1.6.14 【措置命令】	消費者庁	株式会社 よりそう	<p>株式会社よりそうは、「シンプルなお葬式」又は「よりそなうのお葬式」の名称で供給する「家族葬 無宗教プラン」と称する葬儀サービス、「家族葬 仏式プラン」と称する葬儀サービス及び「一般葬 仏式プラン」と称する葬儀サービスの各役務（以下これらを併せて「本件3役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、「家族葬 無宗教プラン」と称する葬儀サービスについて、平成29年8月15日から平成30年3月7日までの間、自社ウェブサイト内の「全てセットの定額」と表示のタブをクリックすることにより表示されるウェブページにおいて、「必要なものが全てコミコミだから安心 この金額で葬儀ができます」、「全てセットの定額」、「葬儀に本当に必要なものだけに絞った、格安葬儀プランです 下記の費用で葬儀を行えます」、「家族葬 通夜・告別式を身内だけで行うプラン 総額398,000円（税込）更に資料請求で5,000円引」及び「全て揃った定額 必要なもの全てセット」と表示するなど、あたかも、本件3役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、当該各役務について、それぞれ表示された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。</p> <p>実際には、寝台車又は靈柩車の搬送距離が50kmを超える場合などには、追加料金が発生するものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190614_0001.pdf</p>
R1.6.13 【措置命令】	消費者庁	株式会社高島屋	<p>株式会社高島屋は、化粧品及び雑貨147商品（以下「本件147商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「ディオールスキン フォーエヴァー クッション リフィル」と称する商品については、平成28年12月22日から平成31年2月14日までの間、「原産国・生産国 フランス」と記載していた。</p> <p>実際には、例えば、「ディオールスキン フォーエヴァー クッション リフィル」と称する商品の原産国は大韓民国であるなど、本件147商品の原産国（地）は、表示された国で生産されたものではなかった。</p>

			https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190613_0001.pdf
R1.6.12 【措置命令】	大阪府	株式会社 かなたに	<p>かなたには、自ら運営する店舗において一般消費者に「佐賀牛のカルビ照り焼き弁当」と称する商品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイト、プライスカードと称する店頭表示物及び本件商品の包装箱に貼付された商品原材料ラベルにおいて、「佐賀牛のカルビ照り焼き弁当」又は「佐賀牛のカルビ照焼き弁当」と表示することにより、あたかも、本件商品の原材料に佐賀牛を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>大阪府知事は、かなたにに対し、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/syobun/keihyou0612.html</p>
R1.6.5 【措置命令】	消費者庁	株式会社 E C ホールディング ス	<p>株式会社 E C ホールディングスは、「ブラックサプリ EX」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年10月1日から平成31年2月7日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年10月1日から平成31年2月7日までの間、「Before」と付記された白髪が目立つ人物のイラスト及び「After」と付記された黒髪の人物のイラスト、並びに本件商品及び本件商品の容器包装の写真と共に、「いくつになんでも、柔らかな印象で ゆるふわっ！華やか！」、「年齢のせい・・・じゃなかった！」及び「1日3粒※飲むだけで私もこんなに変われた秘密のサプリ！ ※3粒は目安です」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取することにより、白髪が黒髪になる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に当該資料を提出しなかった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190605_0001.pdf</p>
R1.5.24 【課徴金納	消費者庁	株式会社 e – c h a n c e	株式会社 e – c h a n c e は、「レニュマックス」と称する自動車ボディ等の傷補修剤（他のカーケア用品と一緒に供給する場合は、当該カーケア用品を含む。以下「レニュマックス」という。）

			<p>付命令】</p> <p>を一般消費者に販売するに当たり、平成28年4月1日から平成29年4月23日までの間、BS放送を通じて放送したテレビコマーシャルにおいて、例えば、「あっという間にキレイに！」との映像、自動車ボディの傷にレニュマックスが塗布され、その後、当該傷が判別できなくなる程度に消える映像及び「様々な傷が簡単に、あっという間にキレイに」との音声等を放送することにより、あたかも、レニュマックスの修復性能は、自動車ボディのカラー層に至る傷に対して、レニュマックスを塗布して乾かすだけで容易に当該傷を判別できなくなる程度に消すことができるものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：2845万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190524_0002.pdf</p>
R1.5.24 【課徴金納付命令】	消費者庁	日本マクドナルド株式会社	<p>日本マクドナルド株式会社は、「東京ローストビーフバーガー」と称する料理及び当該料理を含むセット料理並びに「東京ローストビーフマフィン」と称する料理を含むセット料理（以下これらを併せて「本件3料理」という。）の各料理を一般消費者に提供するに当たり、例えば、「東京ローストビーフバーガー」と称する料理について、テレビコマーシャルにおいて、平成29年8月8日から同月24日までの間、「しっとりリッチな東京ローストビーフバーガー」との音声と共に、ローストされた牛赤身の肉塊をスライスする映像を放送するなど、あたかも、本件3料理の各料理に使用されている「ローストビーフ」と称する料理には、牛のブロック肉（部分肉を分割したもの）を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件3料理の各料理に使用されている「ローストビーフ」と称する料理の過半について、牛の成形肉（牛赤身のブロック肉を切断加工したものを加熱して結着させて、形状を整えたもの）を使用していた。</p> <p>課徴金額：2171万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190524_0001.pdf</p>

R1.5.22 【措置命令】	東京都	株式会社 ダイナック	<p>株式会社ダイナックは、自ら運営する飲食店において一般消費者に料理を提供するに当たり、当該飲食店のメニューにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「鹿児島県黒牛ステーキ」等と記載することにより、あたかも、当該飲食店で提供される料理に鹿児島県産の黒毛和牛を使用しているかのように示す表示をしていた。 実際には、アメリカ合衆国産の牛肉を使用していた。 ② 「群馬県林牧場 韵喜豚」等と記載することにより、あたかも、当該飲食店で提供される料理に国産の豚肉を使用しているかのように示す表示をしていた。 実际には、カナダ産の豚肉を使用していた。 ③ 「比内地鶏 地卵の卵焼き」と記載することにより、あたかも、当該飲食店で提供される料理に地鶏の卵を使用しているかのように示す表示をしていた。 実際には、「地鶏肉の日本農林規格」に定める地鶏の定義に該当しない鶏の卵を使用していた。 ④ 「山形牛スジと九条葱の牛ペイ焼き」等と記載することにより、あたかも、当該飲食店で提供される料理に「九条葱」と称するねぎを使用しているかのように示す表示をしていた。 実際には、「分葱」と称するねぎを使用していた。 <p>https://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/05/22/14.html</p>
R1.5.9 【措置命令】	鹿児島県	有限会社 鹿北製油	<p>有限会社鹿北製油は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ごま製品及び食用油（以下「本件38商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「国産 洗いごま黒 50g」と称する商品について、少なくとも平成28年1月から平成30年10月26日までの間、容器包装において、「鹿児島県産 長崎県産」等と記載するなど、あたかも、本件38商品の原料は国産のものであるかのように示す表示をしていた。 実際には、外国産のものが含まれていた。 ② 食用油（以下「本件8商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「国産なたねサラダ油 650g」と称する商品について、少なくとも平成30年6月から同年12月24日までの間、自ら運営するウェブサイトにおいて、「添加物や化学薬品等（苛性ソーダ・磷酸など）は使用していません。」と記載するなど、あたかも、本件8商品は添加物や化学薬品等が使用されていないかのように示す表示をしていた。 実際には、リン酸、水酸化ナトリウム、クエン酸、白土が使用されたものであった。

			https://www.pref.kagoshima.jp/ab11/hyouji.html
H31.4.26 【措置命令】	消費者庁	株式会社B L I	<p>株式会社B L Iは、「R I D D E X P L U S」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年7月5日から平成30年2月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、本件商品の写真及び弱っているゴキブリのイラストと共に、「あれ！？ゴキブリどこいった？？」、「正規品 シリアルナンバー付 R I D D E X P L U S 総合害虫駆除」及び「部屋からゴキブリ消える！」と記載するなど、あたかも、本件商品を設置するだけで、ゴキブリやヒアリ等を建物から駆除することができるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190426_0001.pdf</p>
H31.4.16 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ロイヤルダイニ ング	<p>株式会社ロイヤルダイニングは、「焼肉レストランR O I N S 沖縄」と称する店舗（以下「R O I N S 沖縄」という。）及び「焼肉レストランR O I N S 東大和」と称する店舗（以下「R O I N S 東大和」という。）の各店舗において供給する「タン」と称する部位を使用した料理（以下「タン」という。）及び「ハラミ」と称する部位を使用した料理（以下「ハラミ」という。）並びにR O I N S 東大和において供給する「シマチョウ」と称する部位を使用した料理（以下「シマチョウ」という。）並びにこれら料理を含む盛り合わせ、セット又はコース料理の各料理（以下これらを併せて「本件料理」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、R O I N S 沖縄において提供する本件料理について、当該店舗に係る自社ウェブサイトにおいて、平成25年3月21日から平成30年12月20日までの間、「沖縄県産の食材と日本全国選りすぐりの黒毛和牛専門店」及び「『心のこもったお料理を』をモットーに■料理長が厳選した黒毛和牛のみを使用した、R O I N S 自慢の新鮮でクオリティの高い料理をお楽しみください。」と記載するとともに、「【厚切りの黒毛和牛を使用した上タン塩】お客様が必ず驚く当店の上タン塩は、黒毛和牛の舌を丸ごと一本使用仕入れております。」等と記載するなど、あたかも、本件料理には、黒毛和牛の部位を使用しているかのように示す表示をしていた。</p>

			<p>実際には、本件料理について、R O I N S 沖縄において提供するタンには外国産牛のものを、ハラミの大部分には外国産牛のものを使用しており、R O I N S 東大和において提供するタン、ハラミ及びシマチョウには外国産牛のものを使用していた。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190416_0001.pdf</p>
H31.4.12 【課徴金納付命令】	消費者庁	イオンライフ株式会社	<p>イオンライフ株式会社は、「イオンのお葬式」の名称で提供する葬儀サービスのうち、「家族葬」と称する葬儀サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成29年3月14日から同年5月6日までの間、日刊新聞紙に掲載した広告において、「追加料金不要」と記載した上で、「家族葬498,000円（税込）」と記載することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、本件役務について記載された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。</p> <p>実際には、火葬場利用料が15,000円を超える場合などには、追加料金が発生するものであった。</p> <p>課徴金額：179万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190412_0001.pdf</p>
H31.4.3 【措置命令】	消費者庁	イオンペット株式会社	<p>イオンペット株式会社は、</p> <p>① 「トリミングサービス」と称する役務（以下「トリミングサービス」という。）を一般消費者に提供するに当たり</p> <p>ア 平成27年9月1日から平成30年10月18日までの間（店舗・表示媒体によって期間は異なる。）、ポスター、チラシ又は自社ウェブサイトにおいて、「当店では全てのトリミングコースに炭酸泉シャワーを使用しております。」と記載することにより</p> <p>イ 遅くとも平成27年9月1日から平成30年10月17日までの間（店舗によって期間は異なる。）、P O Pにおいて、「当店のシャワーは炭酸泉を使用しています。」と記載することにより</p> <p>あたかも、トリミングサービスで使用しているシャワーには炭酸泉を使用しているかのように示</p>

			<p>す表示をしていた。</p> <p>実際には、トリミングサービスで使用しているシャワーは、51店舗において、全く又は一定の割合で、炭酸泉を使用していなかった。</p> <p>② 「ホテルサービス」と称する役務（以下「ホテルサービス」という。）を一般消費者に提供するに当たり</p> <p>ア 平成27年9月1日から平成30年10月18日までの間（店舗によって期間は異なる。）、ポスター、チラシ及び自社ウェブサイトにおいて、「お散歩朝夕2回」と記載することにより イ 遅くとも平成27年9月1日から平成30年10月25日までの間（店舗によって期間は異なる。）、ポスターにおいて、「お散歩1日2回」及び「夕方のお散歩」と記載するとともに、犬を外で散歩させる写真を掲載することにより ウ 平成28年7月1日から平成30年10月25日までの間（店舗によって期間は異なる。）、ポスターにおいて、「お散歩朝夕2回」と記載することにより エ 遅くとも平成27年9月1日から平成30年10月25日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「夕方のお散歩」と記載するとともに、犬を外で散歩させる写真を掲載することにより あたかも、ホテルサービスで提供する散歩は、屋外で実施されているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、ホテルサービスで提供する散歩は、107店舗において、全く又は一定の割合で、屋外で実施されていなかった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190403_0001.pdf</p>
H31.3.29 【措置命令】	消費者庁	ジェイフロンティア株式会社	<p>ジェイフロンティア株式会社は、「酵水素328選生サプリメント」と称する食品（以下「本商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 平成29年4月17日、同年8月28日、同年9月8日、同年11月14日及び平成30年1月10日に配布された新聞折り込みチラシ等に、例えば、「あんなにおデブだった、たんぽぼがどうやって痩せたのか！？」と記載し、ウエストにくびれがある人物の水着姿の写真及び「たるみ腹だった白鳥さん」と付記された、肥満気味の腹部を露出した同人の写真と共に、「約3ヶ月でー12.7kg」、「『ダイエット失敗続きの私が本当に痩せられたんです！』白鳥久美子さ</p>

			<p>ん」と記載、ウエストにくびれがある人物の水着姿の写真及び「たるみ腹だった川村さん」と付記された、腹部の肉を両手でつまんだ同人の写真と共に、「約5カ月でー14.5kg」、「『69kgまで太った私が、5カ月で14.5kgも痩せられました。』川村エミコさん」等と記載することにより、</p> <p>② 平成28年11月24日から平成30年3月15日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成28年11月24日から平成29年11月17日までの間、細身の人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「たんぽぽも 橋本マナミも ダイエット成功！！」等と記載することにより、</p> <p>あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190329_0001.pdf</p>
H31.3.29 【措置命令】	消費者庁	株式会社ビーボ	<p>株式会社ビーボは、「ベルタ酵素ドリンク」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年7月24日から同年12月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年7月24日から同年12月21日までの間、くびれのある細身の腹部を露出した写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「本気でダイエットなら ベルタ酵素ドリンク99%が、痩せています」、「食べたい！でも太りたくない！そんなあなたにオススメ！」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190329_0001.pdf</p>

H31.3.29 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ユニヴァ・フュージョン	<p>株式会社ユニヴァ・フュージョンは、「コンブチャクレンズ」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成27年10月30日から平成30年4月1日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、本件商品の容器包装の写真と共に、「『燃やして』×『出して』理想のBODYへ」、「スーパーフード多数配合！」、「燃焼サポート ダブルのプレミア酵母」及び「排出サポート 200種類以上の植物由来酵素」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190329_0001.pdf</p>
H31.3.29 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ジプソフィラ	<p>株式会社ジプソフィラは、「生酵素」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年3月21日から同年11月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、腹部にメジャーを巻き付けた人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「さあ、ダイエットしよう。」及び「222種の植物で健康的にダイエット」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190329_0001.pdf</p>
H31.3.29 【措置命令】	消費者庁	株式会社 モイスト	株式会社モイストは、「雑穀麹の生酵素」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成27年11月2日から平成31年2月15日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成29年7月18日から平成31年2月15日までの間、本件商品の

			<p>容器包装の写真と共に、「麹 こうじ の生酵素がダイエットを応援。」と記載し、「Q. 40代、50代の方に質問です！」と題し、「みんなのスタイルのお悩みは？」、「運動も食事制限も頑張ってるので…」、「若い頃より減りづらくなった」、「昔はこんなじゃなかったのに…」、「食べる量は同じなのにサイズが大きくなる」と記載、「その原因！」、「酵素不足かもしれません…」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190329_0001.pdf</p>
H31.3.29 【措置命令】	消費者庁	株式会社 アルトルイズム	<p>株式会社アルトルイズムは、「黒フサ習慣 ブラックマックスS」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年4月9日から同年10月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、黒髪の人物の写真と共に、「白髪染めはしたくない！」、「ロマンスグレーはまだ早い！」、「艶のある漆黒に憧れる世代の方に!!」及び「さあ！“黒活”をスタートしましょう！」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取することで、白髪が艶のある黒髪となる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏づけとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190329_0011.pdf</p>
H31.3.29 【課徴金納付命令】	消費者庁	ジュピター ショップチャン ネル株式会社	<p>ジュピターショップチャンネル株式会社（以下「ジュピターショップチャンネル」という。）は、① 「三菱電機 1台4役！ かんたん録画テレビ “リアル” <40V型>」と称するテレビ（以下「本件40型テレビ」という。）及び「甘くてぱりっぱり！特大ずわいがに一番脚肉むき身&かに爪<計1.1kg>」と称するずわいがに（以下「本件ずわいがに」といい、以下、</p>

			<p>本件 40 型テレビと併せて「本件 2 商品」という。) を一般消費者に販売するに当たり、本件 40 型テレビにあっては、平成 29 年 3 月 20 日に、地上波放送、CS 放送又は BS 放送を通じて、本件ずわいがににあっては、平成 28 年 12 月 13 日に、CS 放送又は BS 放送を通じてそれぞれ放送した「ショッップチャンネル」と称するテレビショッピング番組（以下「ショップチャンネル」という。）において、セール企画として、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像を放送することにより、あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件 2 商品の各商品について当該セール企画終了後に適用される通常の販売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件 2 商品の各商品がセール企画終了後に販売される期間は 2 日間又は 3 日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。</p> <p>② 本件 40 型テレビを一般消費者に販売するにあたり、平成 29 年 3 月 20 日に地上波放送、CS 放送又は BS 放送を通じて放送したショッップチャンネルにおいて、「こっちの 40 型が 10 万円台ってのは、まあ、私見かけなかった。大体 10 万円台の、10 の後半ですね、16 万、17 万とか、18 万とかに普通はなるんですね。」等の音声を放送することにより、あたかも、本件 40 型テレビに係る他の販売事業者の販売価格は、同日時点において最低でも 15 万円程度であって、ジュピターショップチャンネルの実際の販売価格が当該他の販売事業者の販売価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、同日時点において、本件 40 型テレビに係る他の販売事業者の販売価格は、15 万円を下回るものが複数存在し、ジュピターショップチャンネルの実際の販売価格を下回るものも複数存在していた。</p> <p>課徴金額： 1534 万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190329_0010.pdf</p>
H31. 3. 28 【措置命令】	消費者庁	株式会社 G r o w a s	株式会社 G r o w a s は、 ① a 「アルバニア S P ホワイトニングクリーム」と称する商品（以下「本件商品①」という。）

		<p>を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、「Shopping Mall」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト①」という。）において、例えば、「アルバニア ホワイトニングクリームは通常では考えられないほど【瞬間に】シミを消してしまいます 肌に影響なくシミが剥がれ落ちる おやすみ前専用瞬間シミ消しクリーム」、「シミが剥がれるだけでなく 肌全体が白くなる」等と記載することにより、あたかも、本件商品①を使用するだけで、短期間で容易にシミを解消又は軽減するとともに肌本来の色を白くするかのように示す表示をしていた。</p> <p>b 「クレンズスラッシュ」と称する食品（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年3月9日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイト①において、例えば、「1日1杯この『激瘦せジュース』を飲むだけで『痩せる』事を可能にしました 痩せない原因の腸内環境を徹底的に洗浄!!」等と記載することにより、あたかも、本件商品②を摂取するだけで、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>c 「バブリアボディ」と称する商品（以下「本件商品③」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイト①において、例えば、「溜まった脂肪を分解」、「脂肪細胞を小さくする」等と記載することにより、あたかも、本件商品③を使用するだけで、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>d 「ノンファットタイム」と称する食品（以下「本件商品④」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年3月7日から同年9月6日までの間、「Giris Lab」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト②」という。）において、「ノンファットタイムなら太る時間なんて作らせない！」及び「-30kgを目指す肥満度MAXの方」並びに「体重蒸発錠」と記載することにより、あたかも、本件商品④を摂取することにより、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>e 「ウルトラシックス」と称するシャツ（以下「本件商品⑤」という。）を一般消費者に販売するに当たり、少なくとも平成29年5月25日及び同年11月29日に、「美健工房」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、「筋肉繊維に沿って全身を加圧 アスリート</p>
--	--	--

体型を作り出す!!」、「▼▼▼▼ 10年間で10. 6kgつ太ってしまった [REDACTED] 様が減量に使用した結果 MONITOR SAMPLE」として、肥満体の人物の上半身裸の画像と筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「10日間就寝時のみの着用体重—10. 8kg ウエスト—9. 3cm 体脂肪率—7. 6%」、「わずか10日間でこんなにも！？」等と記載することにより、あたかも、本件商品⑤を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。

消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、aないしeの各表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該期間内に資料を提出しなかった。

② a 本件商品①を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイト①において、同一のページに「通常販売価格12,000円(税別)↓↓↓予約販売限定<500本のみ>3,800円(税別)」、「3本セット36,000円⇒11,400円(税抜)▶送料無料3個セット」、「2本セット24,000円⇒7,600円(税抜)▶2個セットはこちら」及び「12,000円⇒3,800円(税抜)▶単品購入はこちら」と一体的に記載し、実際の販売価格に当該販売価格を上回る価格(以下「比較対照価格」という。)を併記することにより、あたかも、比較対照価格は、同社において本件商品①について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。

実際には、比較対照価格は、同社が任意に設定したものであって、同社において本件商品①について販売された実績のないものであった。

b 本件商品②を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年3月9日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイト①において、同一のページに「希望小売価格8,900円のところ↓↓↓↓【数量限定特別価格】2,980円(税別)」、「44,500円→14,900円(税別) 送料無料!! 売れ筋No. 1!! 5個セット」及び「26,700円→8,940円(税別) 送料無料!! お得な3個セット」と一体的に記載し、実際の販売価格に比較対照価格を併記することにより、あたかも、本件商品②についてメーカー希望小売価格が設定されており、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していた。

			<p>実際には、本件商品②についてメーカー希望小売価格は設定されていなかった。</p> <p>c 本件商品③を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイト①において、「特別価格 メーカー希望販売価格 13,000円(税抜)80%OFF 2,980円(税抜)」、「6個セット 送料無料 通常販売価格 78,000円(税抜) のところ 特別価格 17,880円(税抜)」等と記載することにより、あたかも、本件商品③にはメーカー希望小売価格が設定されており、また、「通常販売価格」と称する価額は、同社において本件商品③について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格又は当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品③についてメーカー希望小売価格は設定されておらず、また、「通常販売価格」と称する価額は、同社が任意に設定したものであって、同社において本件商品③について販売された実績のないものであった。</p> <p>d 本件商品④を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年3月7日から同年9月6日までの間、自社ウェブサイト②において、「通常 60,000円⇒14,300円(税別) 送料無料!! 売れ筋No. 1!! 5個セット」等と記載することにより、あたかも、「通常」と称する価額は、同社において本件商品④について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常」と称する価額は、同社が任意に設定したものであって、同社において本件商品④について販売された実績のないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190328_0001.pdf</p>
H31.3.22 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 GLORIA	株式会社GLORIAは、「pinkypius」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成28年9月9日から平成29年9月28日までの間、「ツイッターやfacebookで話題のバストアップサプリ！」、「『プエラリア』で満足できなかった女性」、「94%が2カップ以上UPを実感」、「体験者1万人以上の声が証明！」、「10日間でまさかの2カップUP！」、「2大豊胸成分を1粒にギュ～っと濃縮！」、「うつむくと胸が邪魔して下が見えない！」、「生活習慣改善」、「成長ホルモン分泌

			<p>促進」、「バストアップが成功する条件をクリア」、「ハリ」、「弾力」、「美肌」、「ツヤ」、「理想のバストがあなたのものに！」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分により、誰でも容易に著しい豊胸効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：4598万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190322_0019.pdf</p>
H31.3.22 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 ティーライフ	<p>ティーライフ株式会社は、「ダイエットプーアール茶」と称するポット用ティーバッグ35個入りの食品及び4個入りの食品（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成28年5月18日から同年12月5日までの間、「知らないうちにスタイルアップ↑に導く　まったく新しいダイエット茶」、「苦しむことなくラクラクダイエットサポート！」、「いつもの飲み物をおいしいお茶に替える新習慣！」、「2大有用成分がラクラクダイエットを応援」、「長期間の醸酵によって緑茶の有用成分カテキンが『重合カテキン』や『没食子酸』にパワーアップ。ラクラクダイエットをサポートします。」等と記載することにより、あたかも、普段の食生活における飲料を本件商品に替えることにより、本件商品に含まれる成分による痩身効果の促進作用が容易に得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に資料を提出しなかった。</p> <p>課徴金額：1313万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190322_0018.pdf</p>
H31.3.22 【措置命令】	消費者庁	株式会社 イッティ	株式会社イッティは、「パンプマッスルビルダーツシャツ」と称するシャツ（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年5月16日から同年8月6日ま

			<p>での間、「一番星公式ショップ」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、「朗報です！！ 着るだけでマッチョが目指せる※加圧効果により 話題の加圧シャツ！ ヒロミプロデュース パンプマッスルビルダーハーフシャツ」と記載するとともに、人物の上半身の画像を掲載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190322_0001.pdf</p>
H31.3.22 【措置命令】	消費者庁	加藤貿易 株式会社	<p>加藤貿易株式会社は、「鉄筋スパッツ」と称するスパッツ（以下「鉄筋スパッツ」という。）及び「鉄筋スパルタ」と称する腹巻（以下「鉄筋スパルタ」という。）の各商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年9月18日から同年10月26日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「モノプロダクション」と称する自社ウェブサイトにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 鉄筋スパッツについては、例えば、「それは プロトレーナー監修 ボクサー専用 超業力 ちようごうりき 腹筋強制スパッツ」と記載するとともに、筋肉質の人物の上半身裸の画像を掲載することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。 ② 鉄筋スパルタについては、例えば、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「最上級スパンデックス 仕様 D E L T A式 P O W E R F I T (デルタ式) パワーフィットスパルタ S P A R T A ▼式パワーフィット加工 とにかく腹の引き締めだけを考えた▼型構想がついに実現 The belly of invincibility is obtained. T E K K I N S P A R T A 鉄筋スパルタ 強制逆三角系腹巻」等と記載することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。 <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に資料を提出しなかった。</p>

			https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190322_0001.pdf
H31.3.22 【措置命令】	消費者庁	株式会社 G L A N d	<p>株式会社G L A N dは、「金剛筋シャツ」と称するシャツ（以下「金剛筋シャツ」という。）、「金剛筋レギンス」と称するレギンス（以下「金剛筋レギンス」という。）及び「鉄筋シャツ」と称するシャツ（以下「鉄筋シャツ」という。）の各商品を一般消費者に販売するに当たり、「メンズキング」と称する自社ウェブサイトにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金剛筋シャツについては、少なくとも平成29年12月27日及び平成30年2月23日に、例えば、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「まさか、たった3回の腹筋でこんなに追い込まれるなんて・・・！ 超ドS級の加圧力、ぶっちゃけ舐めてました。」等と記載することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。 ② 金剛筋レギンスについては、少なくとも平成30年5月2日及び同年6月5日に、例えば、「^は穿くだけ 下半身集中トレーニングで、勝手に基礎代謝量アップ⇒極限まで強化された燃焼力が、無意識下で脂肪を燃やしまくる！」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。 ③ 鉄筋シャツについては、少なくとも平成29年11月28日及び平成30年6月5日に、例えば、4つの肥満体の人物の腹部の画像を掲載し、「70kg台でも 80kg台でも 90kg台でも 100kg台でも 関係ない！ ガチッと引き締め たるんだカラダを叩き割れ！」等と記載することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。 <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190322_0001.pdf</p>

H31.3.22 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ココカラケア	<p>株式会社ココカラケアは、「スレンダーマッチョプラス」と称するシャツ（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、少なくとも平成28年11月28日及び平成30年5月14日に、「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「ココカラケア」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「筋肉を刺激する事により体温が上昇し、集中的な燃焼を可能にします。普段通りの生活をしながらトレーニングができるのです。着ているだけで有酸素運動をしているような状態になります。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190322_0001.pdf</p>
H31.3.22 【措置命令】	消費者庁	株式会社 S E E C	<p>株式会社S E E Cは、「マッスルメイク」と称するシャツ（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年9月18日から同年10月30日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「アトリー」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば「24時間着るだけで加圧トレーニング 最短・最速で肉体改造」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190322_0001.pdf</p>
H31.3.22 【措置命令】	消費者庁	株式会社 スリーピース	株式会社スリーピースは、「S A S U K E」と称するシャツ（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年9月14日から同年10月23日までの間、「B

			<p>「ODY CUSTOM」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像及び肥満体の人物の腹部の画像を掲載するとともに、「信じられますか？ 一週間でマイナス5kg 加圧状態になると、負荷が軽くても筋繊維の熱量が高くなり、さらに酸素が不足する事で血液中の乳酸濃度が上昇します。乳酸は筋肉内にある受容体を刺激し、脳下垂体から分泌された成長ホルモンが体脂肪を燃焼させます。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に資料を提出しなかった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190322_0001.pdf</p>
H31.3.22 【措置命令】	消費者庁	株式会社 トリプルエス	<p>株式会社トリプルエスは、「マッスルエックス」及び「マッスルエックス斬」と称するシャツの各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年9月14日から同年10月24日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「筋トレクラブマッスルモンスター」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、「STEP. 2」と記載し、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「筋肉増強」、「代謝UP」、「脂肪燃焼」、「着続けることで『加圧効果』が筋肉を育成 筋肉がつくられると代謝が促進され脂肪を燃焼するためキレのある男らしいカラダを目指すことができます」等と記載することにより、あたかも、本件2商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190322_0001.pdf</p>
H31.3.22	消費者庁	株式会社	株式会社B e A N C Aは、「阿修羅圧」と称するシャツ（以下「阿修羅圧」という。）及び「阿修

【措置命令】		ビアンカ Be ANCA	<p>「阿修羅烈」と称するスパッツ（以下「阿修羅烈」という。）の各商品を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 阿修羅圧については、遅くとも平成30年5月23日から同年6月22日までの間、「【公式】阿修羅圧—アシュラーツー6パック矯正Tシャツ」と称するウェブサイトにおいて、例えば、「着ているだけで腹筋に悪魔的アプローチ！」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「腹筋が自然に割れ、装着するだけであなたのだらしない脂肪を勝手に燃やし尽くす！！ 6パック矯正 公式加圧Tシャツ 阿修羅圧」等と記載することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 阿修羅烈については、少なくとも平成30年9月25日及び平成31年1月18日に、「6 PACK矯正加圧スパッツ—阿修羅烈—アシュレーツ」と称するウェブサイトにおいて、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「いつもの服の下に履くだけで人間の筋肉の70%を占める下腹部から太ももに悪魔的アプローチ！」「何もしないでバキバキの6パックを手に入れるにはコレしかない！ 阿修羅の怒りがあなたの無駄な脂肪をギチギチに引き締める！」等と記載することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190322_0001.pdf</p>
H31.3.22 【措置命令】	消費者庁	ビダーン VIDAN 株式会社	<p>VIDAN株式会社は、「THE BEAST」と称するシャツ（以下「THE BEAST」という。）及び「THE GHOST」と称するシャツ（以下「THE GHOST」という。）の各商品を一般消費者に販売するに当たり、「VIDAN by アメリカヤ」と称する自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>① THE BEASTについては、遅くとも平成30年9月18日から同年12月11日の間、例えば、「徹底的に追い込む！！ シックスパックへのカウントダウンが 今始まる！！」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載することにより、あた</p>

			<p>かも、当該商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② THE GHOSTについては、遅くとも平成30年9月14日から同年12月11日までの間、例えば、「POINT 2」、「腹部へのドS加圧 腹部、脇腹のぜい肉に対しても容赦なく加圧。着るだけでスリムラインを実現。」と記載するとともに、腹部の筋肉の画像を掲載することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190322_0001.pdf</p>
H31.3.19 【措置命令】	大阪府	株式会社 産業経済新聞社	株式会社産業経済新聞社は、販売店（自ら又は子会社が運営する販売店を含む。）が、一般消費者と産経新聞の新聞購読契約を締結するに当たり、販売店が契約者に提供する景品類について、同社の大日本社内に設置した関係事業者のファクシミリにおいて販売店からの景品類の発注を受け付け、同社が景品類の代金を一旦立て替えて関係事業者に支払う等により、電動アシスト自転車（81,000円相当）を含む告示に定める範囲を超えた景品類の提供を直接又は間接的に行っていた。 http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=34188
H31.3.19 【措置命令】	大阪府	産経新聞松原南 専売所 こと松島剛	産経新聞松原南専売所こと松島剛は、一般消費者と産経新聞の新聞購読契約を締結するに当たり、電動アシスト自転車（81,000円相当）を含む告示に定める範囲を超えた景品類の提供を行っていた。 http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=34188
H31.3.19 【措置命令】	大阪府	産経新聞若江岩 田・花園専売所 こと小原修	産経新聞若江岩田・花園専売所こと小原修は、一般消費者と産経新聞の新聞購読契約を締結するに当たり、電動アシスト自転車（81,000円相当）を含む告示に定める範囲を超えた景品類の提供を行っていた。 http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=34188

H31.3.13 【措置命令】	大阪府	株式会社ヤムヤムクリエイツ	<p>株式会社ヤムヤムクリエイツは、自ら運営する販売店及びインターネットショッピングモールに開設した自社ウェブサイトにおいて、一般消費者に「プチリッチシュー」と称する商品（以下「プチリッチシュー」という。）及び「焦がしシュークリーム」と称する商品（以下「焦がしシュークリーム」という。）を販売するに当たり、例えば、焦がしシュークリームについて、平成30年7月18日から平成31年1月24日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「こだわり(3)厳選した素材を使用 シュ一生地は国産の小麦粉を使用し、パイ生地を合わせたオリジナルブレンド」と記載するなど、あたかも、プチリッチシュー及び焦がしシュークリームには北海道産又は国産の小麦粉を使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、使用する小麦粉の大半は外国産のものであった。</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=34085</p>
H31.3.11 【措置命令】	静岡県	株式会社 ドラミカンパニー	<p>株式会社 ドラミカンパニーは、「プラチナフェイス静岡御幸町店」と称する店舗において「最強小顔コルギ」及び「ほうれいせん撃退コース」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成27年4月頃から平成30年2月16日までの間、自ら運営する店舗のウェブサイトにおいて、例えば、「プラチナフェイスの骨気は、リンパの流れを良くするのはもちろん骨を直接動かしますので、小顔効果も持続性も段違います。」等と記載することにより、あたかも、本件役務の効果について、頭蓋骨を動かすことで小顔になり、その効果が持続するかのように示す表示をしていた。</p> <p>静岡県は、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/30keihyouhousochi.html</p>
H31.3.6 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ライフサポート	<p>株式会社ライフサポートは、おせち料理を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「快適生活オンライン」と称する自社ウェブサイトにおいて、「鶴寿」と称するおせち料理について、平成29年12月1日から同月13日までの間、「数量限定 年末特別価格！ 年末のおせちお急ぎください！なくなり次第終了！ 通常価格28,800円（税別） ↓ ↓ ↓ 残りわずか！！ 今なら！！8,000円お値引き 年末特別価格20,800円 税別」と記載することにより、あ</p>

			<p>たかも、「通常価格」と称する価額は、同社において対象商品について通常販売している価格であり、「歳末特別価格」と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常価格」と称する価額は、同社において対象商品について最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190306_0001.pdf</p>
H31. 3. 1 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社エー・ピーカンパニー	<p>株式会社エー・ピーカンパニーは、</p> <p>① 「宮崎県日南市塚田農場」及び「宮崎県日向市塚田農場」と称する店舗において、「チキン南蛮」及び「月見つくね」と称する料理（以下「本件料理①」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成29年4月17日から同年8月22日までの間、メニューの表紙において「地鶏一筋」と記載された印影を掲載するなど、あたかも、本件料理①には地鶏を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、「チキン南蛮」と称する料理にはプロイラーを、「月見つくね」と称する料理にはほとんどプロイラーを、それぞれ使用していた。</p> <p>② 「鹿児島県霧島市塚田農場」と称する店舗において、「チキン南蛮」と称する料理（以下「本件料理②」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成29年4月17日から同年8月22日までの間、メニューの表紙において「地鶏一筋」と記載された印影を掲載するなど、あたかも、本件料理②には地鶏を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、「チキン南蛮」と称する料理にはプロイラーを使用していた。</p> <p>課徴金額：981万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190301_0001.pdf</p>
H31. 2. 22 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 TSUTAYA	株式会社TSUTAYAは、「TSUTAYA TV」と称する動画配信サービスのうち「動画見放題プラン」、動画見放題プランを含む「動画見放題＆定額レンタル8」及び「TSUTAYA プレミアム」の3つのサービス（以下「本件3サービス」という。）を一般消費者に提供するに当

			<p>たり、平成28年4月1日から平成30年5月14日までの間、自社ウェブサイト、テレビコマーシャル及びYoutuBeの自社公式チャンネルにおいて、</p> <p>① 動画見放題プランについて、「動画見放題 月額933円（税抜） 30日間無料お試し」と記載し、その背景に30本の動画の画像を掲載し、「人気ランキング」及び「近日リリース」として、それぞれ10本の動画の画像を掲載することにより、</p> <p>② 動画見放題&定額レンタル8について、「人気の動画が見放題！ CDやDVDが借り放題！」と記載し、「サービスプランについて TSUTAYAの全作品をご自宅で自由に楽しめる、3つのプランをご用意しました。」、「オンライン動画配信サービス 月額933円。TSUTAYAのほぼ全ての動画をオンラインで見ることができるサービスです。」、「取り扱いタイトル数 業界最大級85,000本以上」、「TSUTAYAのほぼ全作品を自宅で楽しめる！」等と記載することにより、</p> <p>③ TSUTAYA プレミアムについて、「旧作DVD借りたい放題」、「動画配信も」、「見たい放題」等の文字及び音声を放送等することにより、</p> <p>あたかも、本件3サービスを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件3サービスの動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセントないし9パーセント程度であり、本件3サービスを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるものではなかった。</p> <p>課徴金額：1億1753万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190222_0001.pdf</p>
H31.2.20 【措置命令】	東京都	S.O.M 株式会社	S.O.M株式会社は、「骨氣（コルギ）（小顎矯正）」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年8月1日から平成30年4月10日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「頭から顔まで骨格をじっくり矯正。」「あご、目の大きさ、鼻

			<p>の高さが変化していき、施術終了後には見違えるほど小顔に。」、「横に張り出し、顔を大きく見せていたエラ骨を押し込めば、今までより2割は顔が小さく見えるはず。」、「頭蓋骨は23個の骨片がパズルのように組み合わさってできていますが、それぞれのつなぎ目にできた隙間を戻すことでバランスの良い小顔へと導いていきます。」等と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、頭蓋骨の歪みやすれが矯正されることにより、顔の部位及び骨の位置並びにあごの形が変化し、かつ、小顔になるかのように示す表示をしていた。</p> <p>東京都は、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/02/21/20.html</p>
H31.2.20 【措置命令】	東京都	株式会社 ビューネス	<p>株式会社ビューネスは、「コルギ」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年6月13日から平成30年4月9日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「23個からなる頭蓋骨のつなぎ目を正しい位置へ戻すことにより、まるで緩んだネジを締めたかのようにキュッと引き締まるのです。」、「エラ 横に張り出したエラは角張った大きな顔に見えてしまいます。エラが入ると2割は顔が小さく見えます。」、「一回の施術でも効果がわかるほど、即効性に優れているのが特徴です。また、継続して受けさせていただくことで、骨と筋肉が理想的な位置に安定します。」、「頭がい骨奥の骨と骨の間に詰まった老廃物がほぐれ、骨と骨の隙間が詰まって小さくなります」等と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、頭蓋骨の歪みやすれが矯正されることにより、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのように示す表示をしていた。</p> <p>東京都は、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/02/21/20.html</p>
H31.1.17 【措置命令】	消費者庁	株式会社 はぴねすくらぶ	株式会社はぴねすくらぶは、「酵母と酵素deさらスルー」とカプセル状93粒入りの健康食品（以下「93粒入り」という。）及び「酵母と酵素deさらスルー」と称するカプセル状42粒入

			<p>りの健康食品の各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、93粒入りについて、遅くとも平成25年10月1日から平成29年8月3日までの間、「酵素※1 酵母 乳酸菌の発酵パワーでダイエット！」、食事の画像と共に、「食べることが大好きなあなたへ！」、「『酵母と酵素deさらスル』は、生きた酵素と酵母、乳酸菌、さらに白キクラゲ由来のエイドライフリーWJをたっぷり配合した新しいダイエットサプリ。」等と記載するなど、あたかも、本件2商品を摂取するだけで、特段の食事制限をすることなく、本件2商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏づけとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_190117_0001.pdf</p>
H30.12.21 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ユニクエスト	<p>株式会社ユニクエストは、「小さなお葬式」の名称で供給する「小さな火葬式」と称する葬儀サービス、「小さな一日葬」と称する葬儀サービス、「小さな家族葬」と称する葬儀サービス、「小さなお別れ葬」と称する葬儀サービス及び「100名までのお葬式」と称する葬儀サービスの各役務（以下これらを併せて「本件5役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、パソコン向け自社ウェブサイトにおいて、「小さな火葬式」と称する葬儀サービスについて、遅くとも平成28年4月1日から同年10月2日までの間、「追加料金一切不要のお葬式 総額188,000円（税込） 資料請求割引価格」、「追加料金一切不要の安心価格 プラン金額がお葬式にかかる全ての費用です。」、「式を行わず火葬のみ 小さな火葬式」、「無料資料請求で 総額188,000円（税込） 追加料金一切不要」と記載するなど、あたかも、本件5役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、記載された総額料金以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。</p> <p>実際には、寝台車又は靈柩車の搬送距離が50kmを超える場合などには、追加料金が発生するものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_18</p>

			<u>1221_0001.pdf</u>
--	--	--	--------------------------------------